

監査措置状況報告書

実施年度	令和7年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和8年1月9日～2月6日		
担当部署	総合政策部 地域政策課	内線	2408

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(1) 地域課題解決型活動支援事業補助金</p> <p>この補助金は、市長公約事業として令和5年度に創設し3年目を迎えている。</p> <p>市民及び市内に拠点を置く団体等が、自ら企画立案する地域の課題解決に向けた活動を事業化することを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的に交付するものであり、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で規定している。</p> <p>1. 市の指導監督及び効果検証について</p> <p>市地域課題解決型事業活動プランコンテスト審査会設置要綱で定める審査会委員から「市のまちづくりの方向性に沿うものであるか」といった項目を審査に含めるよう提言が出されていた。この点は事業の選定には重要な要素である。</p> <p>事業計画書及び実績報告書を確認したところ、目標とする販売額や来場者数といった具体的な数値や成果を把握していない事業もあり、事業実施による効果を確認し難い状態があった。</p> <p>所管課は、補助金の成果や効果を確認できるよう申請者に対し書類及び事業運営への指導監督に努めるとともに、本来の目的に沿った事業となったか効果検証を適宜実施し、持続可能な地域づくりを促進されたい。</p>	<p>地域課題解決型活動支援事業補助金に関する市の指導監督及び効果検証については、申請者が事業を実施するにあたり、その取り組みの効果を検証していただくことで、より持続性の高い事業として継続できるよう、交付申請時において可能な限り定量的な指標を目標値として記載させるとともに、実績報告時において成果等について記載させるなど、申請者への指導監督を強化し、補助事業の効果検証の充実に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

実施年度	令和7年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和8年1月9日～2月6日		
担当部署	総合政策部 地域政策課	内線	2408

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(1) 地域課題解決型活動支援事業補助金</p> <p>この補助金は、市長公約事業として令和5年度に創設し3年目を迎えている。</p> <p>市民及び市内に拠点を置く団体等が、自ら企画立案する地域の課題解決に向けた活動を事業化することを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的に交付するものであり、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で規定している。</p> <p>2. 適正な事務執行について</p> <p>補助金申請に係る事務の手続きを確認したところ、補助金交付を決定した後に、市税滞納状況の確認を行っていた。</p> <p>市補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条において、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査等を実施した上で、交付の決定をしなければならないと規定しており、要綱第2条においては、補助対象者となる要件の一つに市税の滞納がないことを規定している。</p> <p>規則及び要綱に基づいた適正な事務を執行するとともに、不適切な事務処理事案の再発防止に向け事務の実施方法を改められたい。</p>	<p>地域課題解決型活動支援事業補助金に関する適正な事務執行については、交付申請書を受理してから交付決定までの審査手順を見直し、市税滞納確認を含む必要な審査を交付決定前に完了させる運用に改めるとともに、再発防止に向けて複数人によるチェックを徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

実施年度	令和7年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和8年1月9日～2月6日		
担当部署	市民活動部 協働推進課	内線	2392

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(2) 町内会集会施設整備事業補助金</p> <p>地域住民で組織する団体が行う、町内会集会施設の新築事業及び既存の町内会集会施設の防災機能の強化や施設の安全性・利便性の向上を図ることを目的に実施する改修事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付するものであり、高山市町内会集会施設整備事業補助金交付規則（以下「規則」という。）で規定している。</p> <p>補助指令書及び実績報告書に添付された業者との工事請負契約書を確認したところ、契約日及び工期開始が、補助金の交付決定日より前の日付となっている事業が見受けられた。</p> <p>規則第4条において、補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象工事等の着手前に交付申請書等を提出しなければならないと規定している。</p> <p>所管課においては、実績報告書の提出を受けてから書類の不備を認識するのではなく、あらかじめ申請者に対し丁寧な説明を行い、規則に基づいた適正な事業実施となるよう指導監督に努められたい。</p>	<p>町内会集会施設整備事業補助金については、申請時に文書で書き方や流れの説明を行ってきましたが、説明が不足している点があったため、必要事項をわかりやすく記載することで、あらかじめ申請者が全体の流れや必要手続きを認識していただけるように改善しました。</p> <p>また、ホームページなどで申請前の事前相談を呼びかけるなど、丁寧な説明を行い適正な事業実施に取り組みます。</p>	